

「群馬県理学療法士協会活動災害補償制度」のお知らせ

群馬県理学療法士会では、全会員を対象とした「団体総合補償制度費用保険」を契約しております。

本契約は本会役員（部長・部員を含む）及び会員の方全てを対象とし、本会の活動従事時間（定時総会や本会主催の講習会、その準備など）及び事業活動等への参加中に発生した傷害または特定疾病に対して補償する制度になります。また、事業活動中だけでなく、往復途上のケガも補償します。

補償内容は、以下の通りとなります。

保険金額		役員	部長・部員	会員	
災害死亡保障	（傷害）	5,000,000	5,000,000	3,000,000	
	（疾病）	5,000,000	5,000,000	3,000,000	
後遺障害補償	（傷害）最高	5,000,000	5,000,000	3,000,000	
	（疾病）最高	5,000,000	5,000,000	3,000,000	
療養補償	入院 日額	（傷害）	5,000	5,000	4,500
		（疾病）	5,000	5,000	4,500
	手術	（傷害・疾病）	手術の種類により入院日額の10倍・20倍・40倍		
	通院 日額	（傷害）	3,000	3,000	3,000
		（疾病）	3,000	3,000	3,000

※入院限度日数：180日

※通院限度日数：90日

<用語の説明>

「傷害」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいう。

「特定疾病」とは、①急性虚血性心疾患（いわゆる心筋梗塞）、急性心不全等の急性疾患、②くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患、③気胸、過換気症候群等の急性呼吸器疾患、④細菌性食中毒、⑤日射病・熱射病等の熱中症、⑥低体温症、⑦脱水症をいう。

<保険金をお支払いできない主な場合>

1. 保険契約者・被保険者・保険金受取人・被補償者の故意・重過失。
2. 被補償者の自殺行為・闘争行為・犯罪行為。
3. 被補償者の麻薬・あへん・大麻・覚せい剤・シンナー等の使用。
4. 被補償者の無資格運転中・酒酔い運転中の事故。
5. 戦争・暴動など。
6. 保険契約の始期直前12ヵ月以内に医師の治療を受け、または治療のために医師の処方に基づく服薬をしていた疾病と医学的に因果関係のある急性心疾患・急性脳疾患・急性呼吸器疾患（継続契約の場合で、継続して3年以上被補償者であるものを除く）。
7. 頸部症候群（むちうち症）または腰痛で自覚症状しかないもの。

8. 被補償者のため、靴擦れ 等



→ 速やかに、①チャブ保険損害サービスセンターと、
②群馬県理学療法士協会事務局に連絡を！！

【連絡先】

- ① チャブ保険損害サービスセンター
0120-091-313 (年中無休・24時間対応)
- ② 群馬県理学療法士協会事務局
027-254-3237 平日(9時~17時)

- ※ 上記チャブ保険損害サービスセンターにまずはご連絡下さい。
- ※ 通知受領後、保険金の請求に必要な手続きをお知らせします。手続きに必要な書類の郵送物は群馬県理学療法士協会事務局に届きますので、事務局にも連絡をしてください。
- ※ 所定の手続き終了後、通常は30日以内に保険金をお支払いいたします。
- ※ なお、補償適応の原因発生日から30日以内に書面によるご通知がない場合、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

【保険内容への問い合わせ先・取扱代理店】

- ① 株式会社 エヌ・エフ・エー
担当：西山亮子
〒110-0051 東京都台東区東上野 1-6-2 荒井ビル 2階
TEL：03-5818-0711 FAX：03-5818-0710
- ② 一般社団法人 群馬県理学療法士協会
担当：大林さおり (事務局職員)
〒371-0854 群馬県前橋市大渡町 1-10-7 群馬県公社総合ビル 6F
TEL：027-254-3237 FAX：027-212-2100